

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16	1-005438

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年3月7日 ~ 令和5年6月6日 (3箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社水機テクノスは、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行った。

これらのことにより、同社は、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(建設業法違反行為)第12項(1)及び(2)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 12 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく監督処分(第28条第1項第1号, 第2号及び第3号に該当し, 監督処分を受けたときを除く。)を受けたとき。	
(1) 指示処分を受けたとき。	2月以上 6月以内
(2) 営業停止処分を受けたとき。	3月以上 9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111